

学校いじめ防止基本方針



令和3年4月
亀山市立白川小学校

亀山市立白川小学校いじめ防止基本方針（改訂版）

令和3年4月

平成29年3月一部訂正

令和3年11月一部訂正

I いじめに対する基本的な考え方

いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が、心身の苦痛を感じているものをいう。

上記の考え方のもと、亀山市教育ビジョン及び亀山市いじめ防止基本方針に基づき、全ての教職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるよう、また、「重大事態」等に適切に対処するために「いじめ防止基本方針」を策定する。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ② 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④ いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して、解決にあたる。
- ⑤ 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

（1）「いじめ防止対策委員会」の設置

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導担当、コーディネーター、養護教諭、心理の専門家等によって構成されるいじめ防止対策委員会を常設する。また、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、学級担任及びCS委員等が委員会に加わる。

（2）「いじめ防止対策委員会」は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。

- ① 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ② いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ③ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ④ いじめの疑いに係る情報があつた時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、

関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

3 いじめ防止の対策のための具体的な取組

(1) いじめ防止のために

① いじめについての共通理解

- ア いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、全教職員の共通理解を図る。
- イ 児童に対しても、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成していく。

② いじめに向かわない態度・能力の育成

- ア 学校の教育活動全体を通じて、児童の社会性を育むとともに、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、お互いの人格を尊重する態度を養う。
- イ 児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

③ いじめが生まれる背景と指導上の注意

- ア いじめ加害の背景に様々なストレスが関わっていることを踏まえ、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進めていくこと、児童の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団作りを進めていく。
- イ ストレスに適切に対処できる力を育む。
- ウ 教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、いじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

④ 自己有用感や自己肯定感を育成

- ア 全ての児童が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、子どもの自己有用感が高められるよう努める。
- イ 自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。

⑤ 児童自らがいじめについて学び、取り組む機会の設定

- ア 児童自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を推進する。
- イ その際、全ての児童が取組の意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかどうかをチェックするとともに、教職員は陰で支える役割に徹するよう心がける。

(2) 早期発見のために

① いじめの実態を把握するための取組

- ア 日常的な児童への目配りや対話、生活ノート(連絡帳)等のやり取りを通して、交友関係や悩み等の情報の把握に努める。
 - イ 学期に1回以上の生活アンケート(いじめアンケート)調査や教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組む
 - ウ 抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備するとともに、保健室やスクールカウンセラーの利用、電話相談窓口について広く周知する。
 - エ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとともに、児童の実態把握に努める。
- ② 保護者との信頼関係を確立することで、家庭訪問や家庭連絡等を通して、児童の情報交換ができるようにする。

(3) いじめに対する措置

① いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ア いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。また、「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。いじめの疑いがある行為には、早い段階から適切な関わりを持つことが必要である。いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保することが必要である。
- イ 発見・通報を受けた教職員は、管理職に直ちに報告し、「いじめ防止対策委員会」で情報を共有する。その後、当該組織が中心となり、速やかにいじめの事実確認を行う。学校は複数の教職員が連携し、必要に応じて外部専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。事実関係が確認できたら、迅速に保護者に連絡し、保護者の協力を求めるとともに保護者に対する継続的な助言を行う。亀山市教育委員会はじめ関係機関と連携しながら対応を行う。
- ウ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるとき、学校は亀山警察署と相談して対処する。児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに亀山警察署に通報する。

② いじめられた児童又はその保護者への支援

いじめられた児童から事実関係の聴取を行う。家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、いじめられた児童の安全を確保する。いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう必要な措置をとり、環境整備を図る。状況に応じて外部専門家の協力を得る。

③ いじめた児童への指導又はその保護者への助言

いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合、学校は複数の教職員が連携し、必要に応じて外部専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。事実関係が確認できたら、迅速に保護者に連絡し、保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめた児童へは、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。いじめの状況に応じて、特別の指導計画による指導のほか、関係機関との連携による措置も含め毅然とした対応をする。

④ いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。また、はやしたてるなど同調していた児童に対しては、いじめに加担する行為であることを理解させる。学級全体には、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる指導をする。

いじめの解決とは、一定期間（概ね3ヶ月を目安とする）被害児童やその保護者からの被害の訴えがなく、かつ複数の教員の観察等から実態がないと判断されたときとする。

⑤ ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置を取る。その際、必要に応じて関係機関の協力を求める。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていく。併せて、ネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取り組みについても周知する。

⑥ L G B T（性的マイノリティ）、原発事故等の被災者などへのいじめの対応

今日的課題の一つとして、L G B T（性的マイノリティ）や原発事故等の大災害における避難児童へのいじめへの対応については、被害の実態を把握した段階で、学校は複数の教職員が連携し、必要に応じて外部専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

併せて、児童への正しい知識の啓発を進めるとともに、保護者、地域に対してもその理解と、学校への協力を求めることを目的に当事者等による研修など啓発活動を推進する。

4 保護者・地域の役割

(1) 保護者の役割

いじめ防止対策推進法第9条では、保護者は「子の教育について第一義的責任を有するもの」とされ、保護する児童が「いじめを行うことのないよう」規範意識を養うための指導を行うとともに、いじめを受けた場合は「適切にいじめから保護する」ものとされている。

また、保護者は学校等が講じるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとされ、いじめ防止に関する家庭の役割は極めて重要であると考えられる。

(2) 地域の役割

子どもが安心して過ごすことができる環境をつくることは、地域社会の大切な役割であり、

地域において大人が子どもを見守ることも重要である。地域住民がいじめを発見したり、いじめの疑いを認めたりした場合は、学校や市教育委員会等の関係機関に速やかに情報提供や相談を行うよう呼びかけていく。

(3) 学校・保護者・地域の連携推進

学校は、PTAの各種会議や保護者会、CS等の機会を利用して、いじめの実態や指導方針等の情報提供を行い、地域及び保護者との連携を推進していく。また、事案によっては、幼稚園や保育園、中学校及び他の小学校と連携し、情報共有を行う。

さらに、学校は、いじめ防止基本方針をホームページ等で公開することで、学校、保護者だけでなく、地域ぐるみのいじめ防止対策を推進する。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

重大事態とは、①「いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、②「いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」をいう。

①については、いじめを受ける児童の状況で判断する。たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には適切に調査し、校長が判断する。

児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、直ちに亀山市教育委員会に報告するとともに調査を実施する。また、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして調査や報告にあたる。当該の児童及び保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。さらに、児童・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合であっても、可能な限り自らの対応を振り返り、検証する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、亀山市教育委員会に報告するとともに、いじめ防止対策委員会が調査を行い事態の解決に当たる。また、事案によっては、亀山市教育委員会の調査機関が調査を行い対応する。そして、当該児童及びその保護者に対し、調査に係る事実関係等の必要な情報を適切に提供する。調査結果については、亀山市教育委員会を通じて亀山市長に報告する。

6 新型コロナウイルス感染症に係る偏見、いじめ・差別をなくすための対処

新型コロナウイルス感染症に関わる偏見や誹謗中傷、いじめや差別行為などの人権侵害の発生

は、断じて許されない行為である。このような人権侵害を防止するため、児童が新型コロナウイルス感染症に係る偏見やいじめ・差別に気づき、それらをなくすための行動をとることができる力を身につけられるよう、三重県教育委員会が作成した学習指導資料等を活用して、児童の発達段階を踏まえて正しい知識や行動を考えていく必要がある。

また、三重県PTA連合会からは、「一人ひとりが感染防止対策をし、感染者をあたたく見守る活動を！」のメッセージとともに「コロナ対策3つの約束」（「聞かない」「言わない」「探らない」）の取り組みが昨年度発出されている。今後も、三重県教育委員会の指導資料と合わせて、計画的かつ定期的・継続的に取り組んでいかなければならない。